

横浜市特定生産緑地指定要領

制定 令和元年10月1日 環創農第716号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)に規定する特定生産緑地の指定及び事務手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(指定要件)

第2条 指定する特定生産緑地は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 原則として、一つの箇所番号について合計300平方メートル以上の規模の区域であること。
- (2) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地等でないこと。

(指定の申請)

第3条 横浜市長(以下「市長」という。)は、法第10条の2第1項の規定に基づき生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、当該特定生産緑地に指定しようとする生産緑地の農地等利害関係人から、特定生産緑地指定申請書(第1号様式)及び特定生産緑地指定同意書(第2号様式)をもって申請させるものとする。

(指定の提案)

第4条 法第10条の4第1項に規定する特定生産緑地の指定を提案しようとする生産緑地所有者は、特定生産緑地指定提案書(第3号様式)、提案生産緑地明細書(第4号様式)及び提案特定生産緑地指定同意書(第5号様式)を市長に提出するものとする。なお、指定しようとする生産緑地に、提案者のほかに農地等利害関係人が存在する場合は、提案者は農地等利害関係人全員の合意を得たうえで提案するものとする。

(指定の申請及び提案に必要な書類)

第5条 第3条に規定する指定の申請又は第4条に規定する指定の提案をする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (2) 当該地の公図
- (3) 農地等利害関係人の印鑑登録証明書
- (4) 前1号と前3号に記載される農地等利害関係人の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (5) 特定生産緑地指定に伴い分筆を行う場合は、当該地の地積測量図
- (6) 前条の規定による指定の提案をする場合は、当該地の案内図
- (7) その他市長が特に必要とする書類等

(指定の受付期間)

第6条 市長は、第3条に規定する指定の申請又は第4条に規定する指定の提案を受け付ける期間について、市のホームページ等において、あらかじめ周知するものとする。

(指定する場合)

第7条 市長は、第3条に規定する指定の申請又は第4条に規定する指定の提案があった生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、当該生産緑地の申出基準日までに横浜市都市計画審議会の意見を聴いたうえで指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による特定生産緑地の指定をしたときは、横浜市報により公示するとともに、特定生産緑地指定通知書(第6号様式)により農地等利害関係人に通知するものとする。

(指定しない場合)

第8条 市長は第4条の規定による指定の提案があった生産緑地を、特定生産緑地に指定しないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書(第7号様式)により当該提案者に通知するものとする。

(指定の期限の延長)

第9条 市長は、法第10条の3第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定の期限を延長しようとするときは、当該特定生産緑地の農地等利害関係人から特定生産緑地指定期限の延長申請書(第8号様式)及び特定生産緑地指定期限の延長同意書(第9号様式)をもって申請させるものとする。

2 第5条及び第6条並びに第7条第1項の規定は、前項の規定による指定の期限の延長について準用する。

3 市長は、前項の規定による特定生産緑地の指定の期限の延長をしたときは、横浜市報により公示するとともに、特定生産緑地指定期限の延長通知書(第10号様式)により農地等利害関係人に通知するものとする。

(指定の解除)

第10条 市長は、法第10条の6第1項に基づき特定生産緑地の指定を解除したときは、横浜市報により公示するとともに、特定生産緑地指定解除通知書(第11号様式)により、農地等利害関係人に通知するものとする。

附則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号

申請者 住所
(代表者)

氏名

印

電話番号 ()

特定生産緑地指定申請書

生産緑地法第 10 条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定について、「特定生産緑地指定同意書」(第2号様式)のとおり農地等利害関係人の同意を取得しましたので、次の生産緑地について特定生産緑地の指定を申請します。

<p>確認欄 <input type="checkbox"/> 次の全ての生産緑地について適正な農地管理を行っていることを確認しました。 (確認した場合、□にチェックを付けてください。)</p>
--

<特定生産緑地への指定希望記入表> 指定を希望しない土地については二重線を記載してください。

申請番号	生産緑地箇所番号	所在・地番	地積(m ²)	生産緑地指定日	申出基準日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

申請書の枚数について	・生産緑地の一つの箇所番号につき一枚必要です。
------------	-------------------------

申出基準日について	・生産緑地の指定の告示から30年を経過する日のことです。
-----------	------------------------------

土地の数が多い方	・土地の数が多く表に収まらない場合、裏面にも記載がありますので御確認ください。
----------	---

一つの土地の一部指定を希望する方	・地積に二重線を記載し、指定希望面積を余白に記載してください。指定には分筆を行っていただいたうえで測量図の提出が必要です。
------------------	---

<特定生産緑地への指定希望記入表> 指定を希望しない土地の地番については二重線を記載してください。

申請 番号	生産緑地 箇所番号	所在・地番	地積(m ²)	生産緑地指定日	申出基準日
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号

申請者 住所
(代表者)

氏名

印
(実印)

電話番号 ()

特定生産緑地指定同意書

「特定生産緑地指定申請書」(第1号様式)記載の生産緑地について、生産緑地法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地の指定に同意します。

農地等利害関係人の同意(実印による押印) ※申請者の方も記入が必要です。

申請番号	権利の種類 該当権利に○印	住所・氏名	押印 (実印)
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		

同意書の枚数

・生産緑地の一つの箇所番号につき一枚必要です。

農地等利害関係人とは

・土地所有者(共有者を含む)のほか、抵当権や借地権、小作権等、土地に関する権利を有する方を指します。

農地等利害関係人が多い場合

・対象者が多く表に収まらない場合は、裏面にも御記入ください。

①抵当権 財務省・大蔵省
②地上権が設定されている場合

・相続税等の納税猶予の適用による抵当権、及び公共施設の地上権が設定されている場合は、市で同意を取得しますので記載不要です。

申請番号とは

・「特定生産緑地指定申請書」(第1号様式)の申請番号と一致します。
・一名の農地等利害関係人が複数の土地に権利を持つ場合は、一名に対し複数の申請番号を記載してください。

(裏面あり)

横浜市長

提 案 者 (代表者)	住 所	
	氏 名	印
	電 話 番 号	()

特定生産緑地指定提案書

次の生産緑地について、生産緑地法第10条の4第1項に基づき、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地に指定することを提案します。

1 提案生産緑地面積

合計 m^2

2 提案生産緑地所在・地番

提案生産緑地明細書(第4号様式)のとおり

3 提案理由

上記2の生産緑地が生産緑地法第10条の2第1項に規定する生産緑地に該当すると思料するため

4 添付資料

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 土地全部事項証明書(登記簿謄本) | 通 |
| (2) 公図 | 通 |
| (3) 案内図 | 通 |
| (4) 提案特定生産緑地指定同意書(第5号様式) | 通 |
| (5) 印鑑登録証明書 | 通 |
| (6) その他書類(地積測量図等) | 通 |

5 その他

提案者 住 所
 (代表者) 氏 名 印
 電話番号 ()

提案生産緑地明細書

提案 番号	生産緑地 箇所番号	所在・地番	地積 (㎡)	生産緑地指定日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				

※記入内容については、あくまでも提案内容ですので、指定決定内容と相違することがあります。

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号

提案者 住所
(代表者)

氏名

印
(実印)

電話番号 ()

提案特定生産緑地指定同意書

「提案生産緑地明細書」(第4号様式)記載の生産緑地について、特定生産緑地の指定の提案に合意します。あわせて、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地の指定に同意します。

農地等利害関係人の合意及び同意(実印による押印) ※提案者の方も記入が必要です。

提案番号	権利の種類 該当権利に○印	住所・氏名	押印 (実印)
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		

- 同意書の枚数**

・生産緑地の一つの箇所番号につき一枚必要です。
- 農地等利害関係人とは**

・土地所有者(共有者を含む)のほか、抵当権や借地権、小作権等、土地に関する権利を有する方を指します。
- 農地等利害関係人が多い場合**

・対象者が多く表に収まらない場合は、裏面にも御記入ください。
- 提案番号とは**

・「提案生産緑地明細書」(第4号様式)の提案番号と一致します。
 ・一名の農地等利害関係人が複数の土地に権利を持つ場合は、一名に対し複数の提案番号を記載してください。

(裏面あり)

様

横浜市長 印

特定生産緑地指定通知書

次の生産緑地について、生産緑地法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することとしましたので、通知します。

【注意事項】

- 1 特定生産緑地としての法的効力が生じるのは、申出基準日(生産緑地指定告示から30年を経過する日)以降です。
- 2 特定生産緑地の指定期限は、申出基準日から起算して10年を経過する日であり、指定の期限を延長する場合は、指定期限を迎える前に延長の手続きが必要です。

生産緑地 箇所番号	申出基準日	特定生産緑地 所在・地番	地積 (㎡)	備 考

【担当】

〒

電話:

ファックス:

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

横浜市長 印

特定生産緑地に指定しない旨の通知書

生産緑地法第10条の4第1項の規定に基づく特定生産緑地として指定することの提案(年 月 日特定生産緑地指定提案書)について、次のとおり指定しないこととしましたので、通知します。

生産緑地 箇所番号	提案年月日	提案生産緑地所在・地番	提案面積	指定しない理由
	年 月 日		約 m ²	

【担当】

〒

電話:

ファックス:

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号

申請者 住所
(代表者)

氏名 印

電話番号 ()

特定生産緑地指定期限の延長申請書

生産緑地法第10条の3第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定の期限の延長について、「特定生産緑地指定期限の延長同意書」(第9号様式)のとおり農地等利害関係人の同意を取得しましたので、次の特定生産緑地の指定期限の延長を申請します。

確認欄 次の全ての生産緑地について適正な農地管理を行っていることを確認しました。
(確認した場合、□にチェックを付けてください。)

<特定生産緑地指定期限の延長希望記入表> 延長を希望しない土地については二重線を記載してください。

申請番号	生産緑地箇所番号	所在・地番	地積(m ²)	特定生産緑地指定日	指定期限日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

(裏面あり)

申請書の枚数について

・生産緑地の一つの箇所番号につき一枚必要です。

指定期限日について

・特定生産緑地の指定の公示から10年を経過する日のことです。

土地の数が多い方

・土地の数が多く表に収まらない場合、裏面にも記載がありますので御確認ください。

<特定生産緑地指定期限の延長希望記入表> 延長を希望しない土地については二重線を記載してください。

申請 番号	生産緑地 箇所番号	所在・地番	地積(m ²)	特定生産緑地 指定日	指定期限日
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号

申請者 住所
(代表者)

氏名

印
(実印)

電話番号 ()

特定生産緑地指定期限の延長同意書

「特定生産緑地指定期限の延長申請書」(第8号様式)記載の特定生産緑地について、生産緑地法第10条の3第1項に規定する特定生産緑地指定期限の延長に同意します。

農地等利害関係人の同意(実印による押印) ※申請者の方も記入が必要です。

申請番号	権利の種類 該当権利に○印	住所・氏名	押印 (実印)
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()		

同意書の枚数

・生産緑地の一つの箇所番号につき一枚必要です。

農地等利害関係人とは

・土地所有者(共有者を含む)のほか、抵当権や借地権、小作権等、土地に関する権利を有する方を指します。

農地等利害関係人が多い場合

・対象者が多く表に収まらない場合は、裏面にも御記入ください。

①抵当権 財務省・大蔵省
②地上権が設定されている場合

・相続税等の納税猶予の適用による抵当権、及び公共施設の地上権が設定されている場合は、市で同意を取得しますので記載不要です。

申請番号とは

・「特定生産緑地指定期限の延長申請書」(第8号様式)の申請番号と一致します。
・一名の農地等利害関係人が複数の土地に権利を持つ場合は、一名に対し複数の申請番号を記載してください。

(裏面あり)

様

横浜市長 印

特定生産緑地指定期限の延長通知書

次の特定生産緑地について、生産緑地法第 10 条の3第1項に規定する特定生産緑地の指定の期限を延長することとしましたので、通知します。

【注意事項】

特定生産緑地の新たな指定期限は、表中の指定期限日から起算して 10 年を経過する日であり、指定の期限をさらに延長する場合は、新たな指定期限を迎える前に延長の手続きが必要です。

生産緑地 箇所番号	指定期限日	特定生産緑地 所在・地番	地積 (m^2)	備 考

【担当】

〒

電話:

ファックス:

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

横浜市長 印

特定生産緑地指定解除通知書

次の生産緑地については、生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、年 月 日に特定生産緑地の指定を解除しましたので、通知します。

生産緑地 箇所番号	特定生産緑地 所在・地番	地積 (㎡)	解除の理由

【担当】

〒

電話:

ファックス:

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。